

第2 住之江区の課題と取組み

1 区全体の課題

(1) 高齢者支援に関する課題

平成 22 (2010) 年の国勢調査では住之江区の高齢者人口 (65 歳以上) は 28,911 人で、うち後期高齢者と言われる 75 歳以上は 12,546 人、高齢化率は 22.9% (※年齢不詳分を按分した数値)、後期高齢者の割合は 9.9%でしたが、平成 26 年度末の住民基本台帳人口では、高齢者人口は 34,000 人、高齢化率 27.3%、後期高齢者人口は 15,100 人、後期高齢化率 12.1%となっています。大阪市全体の数値と比べると、高齢化率では 2.6%ほど上回っており、高齢化の進展が速いスピードで進んでいることがわかります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計値から平成 37 (2025) 年の住之江区の高齢化の状況を見てみると、高齢者人口は 38,343 人で高齢化率 33.4%、後期高齢者人口は 23,327 人、後期高齢化率 20.3%となると想定されます。同じ推計値から大阪市の状況を見ると、高齢化率 28.4%、後期高齢化率 17.6%であることから、市内でもより高齢化が進展することが予想され、高齢化をめぐる高齢者への支援については、住之江区における大きな課題であると言えます。

ア 支援を必要とする高齢者の把握と見守り

外出機会が減り家庭内に「閉じこもり」となっている高齢者や、認知症の高齢者をいかにして必要な支援へ結びつけるか等支援を必要とする高齢者の把握と見守り等の支援のあり方については、高齢化の進展に伴って大きな課題となっています。とくに大阪府は一人暮らしの高齢者の割合が他の政令指定都市や東京都区部等と比べて大きく、平成 22 年の国勢調査によれば、高齢者のいる世帯のなかに占める一人暮らし高齢者の割合は 41.1%となっており、東京都区部の 36.5%、政令指定都市のなかで 2 番目の神戸市の 34.7%を大きく上回っており、全国平均の 24.8%と比べればさらに大きな差があります。ここから、大阪府においては孤立した状態にある高齢者が多数存在している可能性があるとして推測され、同じ調査時の数値で 37.2%であった住之江区でも同様に対策が必要です。

また近年、いわゆる「ごみ屋敷」の問題で社会的に認知されるようになってきた、自分で飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理等の行為をしない、あるいはできないために、安全や健康が脅かされる「セルフネグレクト」状態の人々もいます。

支援を必要とする生活状態にありながらも、適切な支援を受けられない状態が長期化することは、問題をより大きく深刻なものとし、場合によっては孤立死等の痛ましい結果につながることも考えられます。また、支援・援護を必要とする方にとって、災害時には特に、普段の地域との関わりや地域からの見守りの目があるかどうかで避難行動をとるにあたり非常に重要となるため、地域における把握と協力体制を整えておく必要があります。

区内の各地域においては、町会や自治会からの情報をもとに地域活動協議会において高齢者の名簿を作成する等、状況把握に取り組んでいますが、町会未加入者に関して情報が得られないことから、町会加入促進も含めた広報等にも力を入れています。

実際の見守りにあたっては、従前の大阪市における「地域支援システム*」（第2-1-(6)参照）においては、各地域の町会や各種団体の長等から構成される地域ネットワーク委員会がその役割を担ってきました。しかし、現在の実情としては、地域ネットワーク委員会において定期的に会議を実施し、情報交換等の上で友愛訪問や見守り等につなげている地域や定期の会議はなく、地域ネットワーク推進員を中心に活動していたり、委員会を設置せず町会を中心に老人会等と協力して実施していたり等、地域事情により活動状況は様々です。

どのような体制で見守りの機能を担っていくかは地域事情によりますが、地域において支援を必要とする方を把握し、人と人とのつながりをつくり、保ちながら見守りをおこなっていくことが大切であると考えられます。

なお、これらの課題に対応するために平成27年度から開始した「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（第2-2-(1)-ア）では、高齢者や障がいのある方や難病の方のうち対象となる方へ同意確認をしたうえで整備した要援護者名簿を各地域へ提供し、地域における見守り活動へつながるよう取り組んでいます。

また、事業開始後に各地域での説明会や懇談会では、見守り活動の活性化について様々な意見が出され、なかでも各地域において見守り活動に関する懇談会や研修や学習会を開く必要があるとの声が多く聞かれました。本事業を進めるにあたっては、名簿の提供に伴う見守り活動を活性化する必要があり、各地域の実情にあった見守りの体制づくりの支援が求められていることが、各地域の共通の課題としてあげられます。

イ 地域包括ケアシステムの構築と在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制をめざすという「地域包括ケア」の考え方のもと、こうした体制を支える地域の中核機関として平成18年度から地域包括支援センターが設置され、地域における高齢者の相談に応じながら、関係機関や地域団体との連携等取り組みを進めてきました。

今後、さらなる高齢化の進展に伴い、単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加し、都市部においては、急速に後期高齢者人口（75歳以上）が増えることが予測されています。平成27年度からの介護保険制度の改正においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が謳われ、ますます地域包括支援センターの重要性が増すとともに、関係機関の連携が必要になります。

また、後期高齢者の増加は、医療処置を必要とする高齢者の増加や認知症高齢者の増加にもつながります。医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、居宅等において提供される訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が不可欠です。

医師会等との協働により、医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種の協力を得て、介護関係職種を加えた多職種による真に包括的なケアのための協働・連携の体制を整えることが必要となります。

住之江区では、平成26年11月に区医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院関係者、介護事業者、地域包括支援センター、区社協および区役所からなる「住之江区在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、医療と介護の連携を進めており、引き続きICTを活用した情報共有や多職種が参加する研修の開催等に取り組むとともに、訪問診療を行う医師等を支援し、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築をめざす必要があります。

また、在宅医療・介護に関する区民の理解を深めるために効果的な啓発事業を実施するとともに、在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口の設置についても調整を進めていく必要もあります。

平成27年度から施行された介護保険制度の改正により、介護保険のいわゆる予防給付（要支援1・2の方が対象）の一部を、平成28年度中に、市町村事業としての地域支援事業に移行する必要があります。これまで保険給付で実施されていた生活支援サービスにNPO、民間企業等多様な主体が参画できるようになるとともに、ボランティア等の地域の力によって支える必要が出てきます。地域包括ケアシステムの構築を進めるには、地域における「互助」という形での人と人とのつながりを大切にしながら、高齢者を支える仕組みを持つことが重要です。これまでに培われた地域での福祉活動をさらに広げるためには、新しい人材の確保や、これまで福祉とは別の地域活動を担ってきた方の参加を促す等、人材育成・人材確保への取組みが求められます。また、比較的元気な高齢者が、ある程度支援を必要とする高齢者を支えるという視点も必要になってきます。住之江区においては、大阪市福祉局によるモデル事業として平成27年度より生活支援コーディネーターが配置されて、区内の社会資源の把握、多様な主体間の定期的な情報交換および連携・協働を推進するための協議体設置等についての取組みが進んでいます。引き続き、さらなる地域活動の担い手の発掘へ向けた取組みを推進していく必要があります。

ウ 認知症高齢者の支援の充実へ向けた仕組みづくり

平成24年8月に厚生労働省が公表した全国の認知症高齢者数の推計によれば、平成24年の推計値は305万人となります。平成15年時点の推計値では平成14年の認知症高齢者は149万人であり、この10年間で倍増していることとなります。なお、平成37年にはさらに1.5倍の470万人まで増加すると推計されています。

大阪市においても認知症の高齢者は増加傾向にあり、平成21年11月末から平成27年4月末の5年間あまりで35.2%増加して65,336人となっています。また、そのうち在宅の方は40.2%増加して37,652人にのぼっています。住之江区の在宅認知症高齢者についてもこの5年間あまりで32.5%増の1,317人となっており、同じく大きく増加しています。

ここでの認知症高齢者については、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。また、この推計は医学的に認知症と診断されたも

のではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていません。

認知症高齢者に対するケアについてはより細やかな対応が求められ、専門性も必要であるため、医療関係者、介護・福祉関係者の共通理解や連携・協力、顔の見えるネットワークづくりが必要と考えられます。

また、これまでの認知症の方への支援は、認知症行動や心理症状等が悪化してから支援介入する「事後的ケア」となっています。認知症を患うと、病院・施設等への入院・入所が長期化する傾向があり、特にひとり暮らしの高齢者への支援介入は遅れる可能性が高くなります。今後は、適切な支援につながっていない認知症初期の方を早期発見し、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、早期診断早期支援に結びつける必要があります。

エ 高齢者等で移動に制約がある方への支援

住之江区内では、高齢や障がい等で移動に制約があって、一定の距離を歩行するのが困難な方にとっては、一部の地域において公共交通機関の利用が難しくなっているいわゆる「交通空白地」が生じており、不便が生じていたため、平成25年7月より実証実験として福祉バス「さざび一号」の運行を開始しました。しかしながら、利用者数の低迷等の課題が出ており、平成28年3月を持って運行を廃止しました。

また、現在住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じるいわゆる「買い物難民」が発生しており、高齢者等が地域において身近に買い物ができるような移動販売等の買い物難民対策の検討も必要です。

交通空白地対策については、平林地域にてボランティアによる当該福祉会館の送迎車両運行事業を平成28年度から実施すべく取り組み中です。また、買い物難民対策については、同じく平林地域にてまちづくりセンターが開催する「企業・NPO・学校・地域交流会」をつうじて、平成27年4月より、移動販売業者との連携により福祉会館において「ふれあいマルシェ」が立ち上がりました。区役所としては、このような事業の立ち上げに関する支援を行っています。

オ 高齢者虐待の防止

住之江区役所における高齢者虐待相談件数は、平成20年度の22件から、平成26年度の35件へと増加しています。

高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいい、殴る、身体を縛りつけるといった「身体的虐待」だけではなく、性的な行為を強要したり、本人の前でわいせつな言葉を発したりする「性的虐待」や、言葉で脅したり、侮辱したりする「心理的虐待」、食事を与えない、入浴させない、等世話を放棄する「ネグレクト（放棄・放置）」、勝手に財産を処分したり、生活に必要な金銭を渡さなかったりする「経済的虐待」も、虐待行為にあたります。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村

への通報努力義務が規定されています。虐待の背景には、認知症等による本人の変化に介護者がついていけず介護疲れによる過度のストレスがあったり、近隣との付き合いが少なく社会的孤立があったりする等の様々な要因が考えられます。介護者にそのつもりがなくても結果的に虐待を行ってしまっている場合も少なくありません。「虐待」と明確に言えないまでも「不適切なケア」にあたる段階で虐待の芽を摘み、虐待を予防することが重要です。

また、虐待対応とは、虐待者を罰したり、高齢者本人と虐待者を分離したりすることが目的ではありません。事態の原因を探り、その原因を取り除く支援を展開する対応のことをいいます。虐待が生じている家族は、様々な問題を抱え、問題が複合化してしまっている場合も少なくありません。そのため、一機関、一職員だけで対応することは大きなリスクを伴います。したがって、虐待事案については、複数の機関、複数の職種で多方面からアプローチし、顔の見える関係を築き、つながりをつくりながら解決を図っていく視点が重要です。

カ いわゆる「ごみ屋敷」の適正化

近年、家屋や敷地内にごみ等を溜めこみ、悪臭や害虫を発生させる等、近隣の住民の生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化しています。この問題は先述したような、自分で飲食や体調、金銭の管理等の行為をしない、あるいはできない「セルフネグレクト」状態から引き起こされることがあります。

セルフネグレクトは、親族や近隣等からの孤立や、認知症や精神疾患等による認知・判断力の低下、世間体や遠慮等による支援の拒否やサービスの複雑化等による手続きの難しさ、経済的困窮、引きこもり、大きな災害の影響、等様々な要因によって起こると考えられており、比較的高齢者に多いものの、どんな人にも起こりうる問題であるとも言えます。

そういった観点から、単に堆積されたごみ等の処分を行うだけでは問題の根本的な解決には結びつかないことから、「ごみ屋敷」に至った原因や本人の状況を把握した上で、福祉的視点で適切な支援に結びつけることが必要となります。区役所をはじめとする地域の関係機関等が連携して本人へ寄り添った支援を行い、ごみ等の撤去後も、再度「ごみ屋敷」に戻ることをないよう、人と人とのつながりを大切にしながら、地域等による見守り支援を継続していくことが求められます。

(2) 障がいのある方への支援に関する課題

住之江区の平成20年度末時点の障がい者手帳交付台帳登録数は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の順で、5,855人、956人、677人でしたが、平成26年度末時点では、6,948人、1,259人、1,282人であり、いずれも増加傾向にあります。

身体障がい者手帳交付台帳登録数の増加については、内部障がいに認定される臓器の範囲が拡大されたことや、高齢化による心臓・腎臓等の機能障がい、肢体不自由の増加が一因と考えられます。精神障がい者保健福祉手帳交付台帳登録数については、発達障

がいが認定されるようになったことも増加の一因とされています。また、通院の医療費を助成する制度である自立支援医療の受給者も大きく増加しています。

障がいのある方への支援については、障がいの種別や程度により様々ですが、地域における生活を支えるためには何が必要であるかを、様々な主体が顔の見える関係性のなかで、つながりを大切にしながら、協働して考えていく必要があります。

ア 障がいのある方の地域生活支援の充実へ向けた仕組みづくり

障がいのある方が、生き生きと普通に生活できる地域をつくるため、行政や住之江区障がい者相談支援センター等の専門機関、区社協、当事者等の間で課題等の情報を共有し、解決に向かって協働していくことが必要です。

当事者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援が必要であり、官と民が協働し、顔の見えるネットワークづくりを行っていく必要があります。

具体的な課題としては、障がいのある方にとっての医療や福祉等社会資源の不足が挙げられます。住之江区においては、特に南港地域で医療や福祉の社会資源が少ない状況にあります。また、知的障がいや精神障がいに対応する社会資源は、区内全般的に不足している傾向にあります。加えて、障がいのある方へのケアマネジメントを行う相談支援事業所もまだまだ少ない状況です。さらに、障がいのある方が適切な支援を受けながら地域で生活をしていくためには、グループホーム等の居住環境の整備が課題となっており、交通やまちづくりのハード面でのバリアフリー化も課題のひとつです。

また、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されますが、障がいのある方への理解がまだまだ進んでいるとは言えない状況です。例えば、医療機関受診に際しては、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、受診機会が保障されていることが必要です。生活に必要な飲食や理美容、買物等に関しても、差別無く安心して入店できるような地域をめざす必要があります。

実際の相談支援にあたっては、家族のなかで困難な課題や複合的な課題を抱えている事例、例えば、家族のなかに重度の知的障がい者がいたり、子どもと親がそれぞれに障がいがあったり、高齢の親と障がいのある子の世帯であったり等という事例においては、支援者側も連携して対応しなければなりません。また、様々な課題を抱えながらもどこへ相談したらいいのかもわからず、支援の入口にたどりつくことができないということのないよう、身近な相談機会を設けることも重要です。

障がいに関する課題は、その周囲や専門家等の意見を中心にするのではなく、障がいのある方自身の声をもとに考えていくことが重要であり、また、障がいのある方の生きづらさを、個人の問題としてではなく、個人とそれを取り巻く環境との関係、いわば社会の問題として捉え、障がい種別や制度の枠を超えて考えていく必要があります。

イ 障がい者虐待の防止

障がい者福祉施設の職員から暴行を受けたり、勤め先の経営者等から賃金が払われなかったりする等、様々な障がいのある方に対する虐待事件が全国的な新聞報道等により

取り上げられています。また、施設や勤め先だけでなく家庭でも、家族・親族・同居人等の養護者による虐待が行われている場合もあります。

虐待は高齢者虐待と同じく「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（放棄・放置）」「経済的虐待」の5つに分類されます。

このような虐待が発生する背景には、障がいの特性に対する知識や理解の不足、人権に対する意識の欠如、家庭や施設の閉鎖性等があるといわれています。

住之江区役所での障がい者虐待相談件数は平成24年度が6件、平成25年度は8件、平成26年度は12件です。しかしながら、認知されず表に出てこない事例が存在する恐れもあり、継続した虐待防止への取組みが必要です。

(3) 子ども・子育て支援に関する課題

1人の女性が一生のうちに産む子どもの数とされる合計特殊出生率は、大阪市・府・全国ともに昭和40年には2.0を上回っていましたが、その後減少の一途をたどっています。近年多少持ち直す傾向も見られますが、依然として低い数値で、平成22年大阪市では1.21、大阪府は1.33、全国では1.39となり、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと）と言われる2.07を大きく下回っています。

住之江区内の0歳から14歳の子どもの人口の割合を見ると、平成22年の国勢調査時は15,445人で総人口比12.1%（大阪市308,093人、11.6%）でしたが、平成26年度末の住民基本台帳人口では14,190人で総人口比11.4%（大阪市308,705人、11.5%）と減少しており、大阪市の数値を下回る状況となっています。

少子高齢化が進展し、国際的に見て女性の社会進出が進んでいないと言われるなかで、持続可能で活力ある社会にするためには、子育てのしやすい環境を整備する必要があります。

ア 子ども・子育てに関する不安、悩み等の解消、軽減

核家族化等で世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化するなかで、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えてきています。また、内閣府の平成25年版男女共同参画白書によれば、結婚前に仕事をしていた女性のうち27.7%が結婚後に離職し、出産前に仕事をしていた女性の約6割が出産後に離職しており、結婚や出産、子育てを機に仕事を辞める女性が多いことがわかります。

一度離職した人も含め、就業を希望する人が働き続けながら出産や子育てができる環境づくりを一層充実し、子どもを産み、育てる全ての人が多様な生き方や働き方を選択できる社会を実現していく必要があります。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等に基づく「子ども・子育て支援新制度*」が平成27年4月に本格施行されたことにより、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等多様化する子育てに関するニーズに対応するとともに、制度変更による生じる疑問や不安を解消する必要があります。

区保健福祉センターの子育て支援室においては、学校、幼稚園、保育所等と連携・協力し、子どもの心身の発達やしつけ、不登校、児童虐待等さまざまな相談に応じています。しかしながら多くの区民の方々には子育て支援室の取組みが知られていないのが現状です。

また、区内の各地域では、ほとんどの地域で主任児童委員を中心に民生委員・児童委員や更生保護女性会等様々な方が協力して子育てサロンを運営しており、レクリエーションや気軽な相談の場、親子のリフレッシュや親どうしの情報交換の機会として貴重なサロン活動が展開されていますが、周知不足等によりサロンの活動および主任児童委員の認知度が低く、サロンへの参加者数が伸びず、本来サロンに来て欲しい閉じこもりがちの人等に来てもらえていない、という課題が出てきています。南港4地域では、合同での子育てサロン「こどもひろば」と各地域でのサロンが運営されていますが、周知不足という課題に対応すべく周知ビラを作成し、南港地域で実施される3ヶ月健診の機会に主任児童委員が配布しています。南港4地域以外の地域においても同様の対応を検討していく必要があります。また、それぞれのサロン活動において参加者から出てくるニーズや運営上のその他の課題等を抽出し、区全体で取り組むべきことについて検討することも求められます。

生活習慣等の変化とともに、世相を反映しながら、現代の子どもを取り巻く環境や子ども・子育ての実情は変わってきています。子どもの携帯やスマホ依存、スマホ等を使用したいじめ、朝食抜きの食習慣の定着等、以前とは違う問題が出てきており、子育ての難しさも変化してきていると考えられます。

イ 児童虐待の防止

児童虐待は、殴る、蹴る、激しく揺さぶる等の「身体的虐待」、子どもへの性的行為や性的行為を見せる等の「性的虐待」、家に閉じ込める、食事を与えない、不潔なままにする等の「ネグレクト（育児放棄）」、言葉による脅しや無視、きょうだい間での差別的扱い等の「心理的虐待」という4類型で定義されます。

児童虐待に対する区民の関心の高まりや啓発の効果等により、区役所における虐待相談件数は、平成20年度に55件、平成26年度には388件、と大幅に増加しています。平成22年度には区内で児童虐待による死亡事案が発生しており、重篤な虐待に至る前に未然に防止していくことが重要です。

児童虐待は地域のなかでの孤立や育児負担から引き起こされることがあるため、子どもだけでなく保護者も含めた見守りの目が大切になります。虐待事例に関しては、予防の観点も含めた適切な状況把握による継続して関わる必要があります。地域住民をはじめとして、行政や学校、幼稚園、保育所、児童委員等の関係機関とともに地域をあげて連携し、人と人とのつながりを大切にしながら見守りや支援をおこなって行くことが重要です。

(4) 低所得者への支援に関する課題

厳しい経済・雇用情勢のなか、所得が低い等の理由で生活に困窮する世帯が増加し

ています。

厚生労働省の発表では、平成 28 年 1 月時点の全国的生活保護受給者は 1,633,301 世帯、2,163,394 人となっており、保護率（生活保護受給者数／人口）は 17.1%（パーセント）です。

大阪市においては 117,079 世帯、146,835 人、保護率 54.5%、住之江区では 4,943 世帯、6,890 人、保護率は 56.1%で、いずれも国の数値を大きく上回っている状況です。平成 20 年のいわゆるリーマンショックに端を発する世界的不況により、急増した稼働年齢層の生活保護受給は、この間の就労支援や適正化の取組み、景気の上昇等により、若干の減少傾向が見られるものの、高齢化社会の進展に伴って高齢世帯では依然として増加を続けており、大阪市全体としては高止まりの状況にあります。

また、全国の福祉事務所に相談を行った方のうち生活保護に至らなかった方は、平成 23 年度の推計値で年間約 40 万人おり、大阪市では、平成 24 年度の推計値で年間約 3 万人弱いると想定されます。

やむを得ず保護受給に至った方への自立へ向けた支援を行うことや、保護の適正化の取組み等により不正受給等を許さないことはもちろんですが、保護に至る前に、生活困窮世帯からの相談を受け、必要な支援を行う、または必要な支援につなぐことで自立を支援する必要があります。国では、非正規雇用労働者、高校中退者、ニート等のうち経済的に困窮する方についても生活困窮者に含まれ得るとしてしています。

生活困窮者は、経済的困窮のみならず複合的な課題を抱えて社会的にも孤立していることが多いと考えられます。複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題等の多様な問題に対して包括的な支援が行える相談支援体制が必要となります。

平成 27 年度より、新たな取組みとして生活困窮者自立支援事業を開始しています。生活困窮者自立支援窓口と生活保護受付面接担当との更なるスムーズな連携が求められます。また、区内の支援機関、相談機関、ネットワーク推進員や民生委員・児童委員等と連携して、生活困窮者の把握や支援を行うため、より効果的に制度や窓口の周知を図ることが必要と考えます。

(5) 高齢者、障がいのある方、子ども・子育て等の分野を超えた課題

福祉の課題や地域課題は、高齢者のみ、障がいのある方のみ、というような特定の分野に限らない複合的な課題であることが少なくありません。これらの課題には行政的なタテ割りの発想ではなく、ひとつひとつの課題に対する柔軟な対応が求められるため、必要に応じてヨコつながりで対応していくことが求められます。ここでは、そのようなヨコつながりが必要な課題を見ていきます。

ア 福祉の担い手の確保

福祉関係の職場では全国的に人材不足が言われています。地域における専門的な福祉に携わる最前線であるため、より多くの人材が地域の福祉職場に集まり、それぞれの専門領域をつうじて地域を支え、また地域と協力できるよう人材の確保について検討する

必要があります。

また、高齢化社会の進展により、全国的に介護事業所における慢性的な人材不足が急務の課題となっており、住之江区においても同様の傾向が見られ、介護人材の育成、確保が求められています。

イ 虐待を防止するための見守り

虐待は、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待とそれぞれに特徴はありますが、共通する点として、地域から孤立したいわば見えないところで介護や育児にストレスを抱えて発生することが多く、把握が難しい面があります。一方で、虐待は身近に起こり得る問題でもあります。虐待を防止するためには、地域のなかで、関係機関や個人がつながりを築き、保ちながら、いかに見守りの目を広げ、早期に相談支援体制を整えることができるかが重要です。また、早期に把握し対応することで重篤化を防ぐことが可能になり、その後の見守りも効果的になります。

住之江区では、平成 25 年度より開始した「虐待防止あったかネット」プロジェクトにおいて各地域で研修を実施し、虐待を早期発見し行政や関係機関に適切に相談・通報できる「虐待防止サポーター」を養成してきており、区内に虐待防止の見守りのネットワークが広がりつつあるところです。しかしながら、事業を進めるにつれ、養成だけでなく、サポーター同士の意見交換や資質の向上が必要であるとの声や、虐待防止のみではなく孤立死防止や認知症の方への支援等、広い意味での見守りの視点で事業を進めていくべきである、とのご意見があることから、今後の事業のあり方を検討する必要があります。

(6) 地域福祉を支える仕組みについての課題

誰もが住み慣れたところで自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会を実現し、普段の暮らしを幸せにするためには、住民や地域団体、関係機関等と行政とが連携して福祉課題の解決に取り組む地域福祉の仕組みをつくっていく必要があります。

かつて大阪市では、市、区、地域を単位とする 3 層のネットワークにより、援護を必要とする住民を支援する独自の「地域支援システム」を構築し、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組みの実施及び開発等を行いながら、区レベルの地域支援調整チーム*において、市レベルへの施策の提言等を行っていました。

これまでの仕組みは全市一律のものでしたが、区や地域によって地域団体や NPO、福祉サービス事業者や福祉施設等の状況は異なっており、認識される福祉課題や現状の事業・活動等も違いがあります。

よって、自律した自治体型の区政運営と自律的な地域運営を実現し、地域福祉を効果的に推進していくにあたっては、「ニア・イズ・ベター*」の観点から、区・地域の実情に応じた独自の仕組みづくりをしていくことが必要です。

ア 地域レベル

(ア) 地域活動協議会の充実と活性化へ向けての支援

地域における自律的な地域活動により課題の解決に取り組むため、地域の多様な主体が結集しヨコつながりで力を合わせて活動を運営するためのプラットフォームとして、地域活動協議会が設立されました。地域活動協議会は、区役所から地域へ提案し、平成24年度末までに区内14地域全てにおいて設立されました。設立から歴史が浅く、まだまだ今後の発展の余地が大いにあるため、ますます活動を活性化し、また、地域の企業やNPO等新たな担い手の参画を得ながら、いっそう充実したものとなっていく必要があります。

区役所は、地域活動を支えるため、地域活動協議会の充実と活動への支援をおこなっていく必要があります。

(イ) 地域の実情に応じた仕組みづくりの支援

これまで大阪市では、住民のニーズを把握し、身近なところで相談支援や見守りを行うことで、地域における福祉活動を支えるための組織として、地区社会福祉協議会や地域ネットワーク委員会等という全市一律の仕組みを構築してきました。しかしながら、地域ごとの実情の違いがあるため、それぞれの地域の実情に合わず形骸化している例が多々見られます。したがって、今後はそれぞれの地域において実情に応じた形の地域福祉の仕組みをつくっていく必要があります。

イ 区レベル

大阪市の「地域支援システム」のもと各区に設置された地域支援調整チームについては、全市一律の仕組みであり次項にあげるような役割を担っていましたが、「ニア・イズ・ベター」の観点とは沿わない、地域の実情に合わないものであったため、結果として形骸化していました。平成26年度現在の住之江区においては休止状態にあったため、実情に即した形で見直すこととし、廃止しました。地域支援調整チームが担ってきた役割は、区政会議および下記の各専門分野別会議が担うこととなります。また、本プランの策定に伴い、これまで「住之江区アクションプラン」を推進してきた「住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会」についても廃止したため、新たな推進・改定にかかる体制を検討する必要があります。会議体に参画する地域関係者や事業者の負担軽減に配慮し、既存会議体を活用し体制を整えます。

(ア) 地域支援調整チームの見直し

A 代表者会議

区の保健福祉全般に関する各種施策の連絡調整等を行うため、平成17年に設置されました。区レベルの保健福祉全般の実態把握を担うとともに、全市的施策に結びつける必要のあるサービス支援については市レベルの各施策推進委員会等に提言する役割を担っていましたが、上記のとおり区の実情に合わず形骸化したため、平成24年度から休止していました。

※代表者会議参画機関

地域振興会、区社協、民生委員協議会、女性団体協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、福祉施設、関係行政機関等

B 実務者会議

代表者会議の下部組織として平成17年に設置され、事例の検討とともに、情報交換や研修等を行ってきましたが、代表者会議と同じく形骸化し、平成24年度から休止していました。また、さらにその下部組織として以下の専門部会を設置し専門分野ごとに支援のあり方等を検討してきました。

(A) 子育て支援専門部会

(B) 高齢者支援専門部会

しかし、現在は分野ごとに「住之江区地域包括支援センター運営協議会」(第2-2-(1)-イ参照)、「認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議」(第2-2-(1)-ウ参照)、「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」(第2-2-(2)-イ参照)、「住之江区地域自立支援協議会」(第2-2-(2)-ア参照)、「要保護児童対策地域協議会」(第2-2-(3)-ウ-(イ)参照)といった専門分野別会議が立ち上がり、それぞれが事例検討による課題等の共有や、研修等を実施しており、専門部会の役割を担っていると考えられることから、専門部会は平成24年度より休止していました。

※実務者会議参画機関

民生委員協議会、医師、歯科医師、薬剤師、福祉関係機関、ボランティア団体関係者、区社協、地域包括支援センター、関係行政機関等

(イ) 住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会の見直し

平成18年3月に区役所と区社協の合同事務局体制で策定した「住之江区アクションプラン(地域福祉行動計画)」の策定・推進を担ってきた「住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会」については、本プランの策定に伴い同アクションプランを廃止したため、同時に役割を終え廃止されました。

また、これまで同委員会が「地域福祉推進大会」(平成24、25年度は「ちいき愛♥発信シンポジウム」)を開催してきましたが、同委員会の廃止に伴い、新たな本プランの推進体制のもとでの開催を検討する必要があります。会議体に参画する地域関係者や事業者の負担軽減に配慮し、既存会議体を活用し体制を整えます。

ウ 住之江区のこれからの地域福祉を支える仕組みについて

地域レベル、区レベル、それぞれの現状をふまえたうえで、今後さまざまな課題を共有し、解決への取組みを進めていくためには、区域においてさまざまな主体がつながり、連携していく必要があります。

地域活動協議会をプラットフォームとして集まった地域活動の担い手や、区内の福祉施設等の専門機関、区社会福祉協議会、区役所等それぞれの主体がつながり、連携や活動支援を行っていくための地域福祉の仕組みは、地域レベルにおいては特に行政が一律に定められるものではありません。区レベルでの実情に即した仕組みの

めやすを示す必要があります。

2 区全体の課題に対する取組み

(1) 高齢者への支援

ア 地域における要援護者の見守りネットワーク強化の取組み

(第2-1-(1)-アに対応)

平成27年度より、全市的な取組みとして、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。「見守り相談室」を区社協に設置し、調査員により、福祉専門職のワーカーや行政が持つ要援護者の名簿を地域へ提供するにあたっての要援護者への同意確認を行っています。

A 調査員による要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備

行政が保有する要援護者情報を活用して、地域に埋もれている要援護者を地域の見守り活動等へつなぐことにより、地域における人と人とのつながりによる平時の見守りと災害時の避難支援への備えを強化します。

B 見守り支援ネットワークによる孤立世帯等への専門的対応

コミュニティソーシャルワーク*の手法を活かして孤立死リスクの高い孤立世帯へのアウトリーチ*を強化します。

C 認知症高齢者見守りネットワークによる徘徊者保護の強化

ICT*を活用して認知症高齢者の徘徊時の発見機能を強化します。

この取組みは、町会に加入していない住民やマンションの増加によって地域で難しくなっている要援護者の把握に資するものであり、把握した情報をもとに、各地域における見守り活動の活性化や地域ネットワーク委員会の再構築等の地域の実情に即した見守り体制の見直しにつながるものと考えています。

平成27年度から事業開始し、各地域で懇談会を開催した結果、各地域のニーズに応えることができるように、「虐待防止あったかネット」プロジェクトを平成28年度より再構築しました。平成28年度以降も平成25年度から実施してきた懇談会を引き続き開催するとともに、「見守りあったかネット事業」(第2-2-(5)-イに記載)と改め、虐待防止にとどまらない広い意味での見守り活動につながる研修等の実施やコーディネーターの配置を行い、各地域における見守り活動の活性化および体制づくりを支援し、本事業と一体的に取り組みます。

なお、本事業は高齢者のみを対象にするものではなく、障がいのある方や難病の方等の要援護者も対象に含みます。全市的な取組みでは、平成27年度は高齢者を対象とした要援護者名簿の整備にかかる同意確認を行い、平成28年度以降に障がいのある方等へも対象を広げる予定ですが、住之江区においては平成27年度より障がいのある方、難病の方へも同意確認を同時に開始しています。

また、Bの孤立世帯等へのアプローチに関しては、地域におけるつながりをつくっていくことが重要であるため、次の取組みとともに、ワーカーによる粘り強い家庭訪問等により、本人との信頼関係を構築し、地域の見守りにつなぐよう取り組みます。

*「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づくいわゆる「ご

み屋敷」問題対策（第2-2-(1)-カに記載）

条例に基づく取組みとともに、セルフネグレクトの要援護者等物品等の堆積を行っている本人へのコミュニティソーシャルワークの手法によるアプローチによりつながりづくりを行います。

* ライフライン事業者等*との連携協力による地域見守り

ライフライン事業者等の協力事業者（日本新聞販売協会、水道局、関西電力、大阪ガス、日本郵便と大阪市とで協力に関する協定締結済み）から要援護者に関する異変が通報されたら安否、現状の確認を行い、孤立死を未然に防ぐとともに必要な支援につながります（平成25年度より取組み開始）。

* あんしんカプセル

あんしんカプセルは、区社協が地域ネットワーク委員会と協力して推進してきた事業で、普段から「かかりつけ病院」「持病」等の情報を記したカードをカプセルに入れて冷蔵庫に保管しておくことで、万一、自宅で具合が悪くなったとき等、本人が病状等を説明できない場合でも情報を活用できるようにする取組みです。

現在、地域によっては、外出時の緊急対応を速やかにするカードを作成している地域もあり、今後は、そのような工夫された取組みを共有できるよう取り組みます。また区役所も区社協とともにカプセルの普及啓発に努めます。

イ 地域包括ケアシステムの構築や在宅医療・介護連携に関する取組み (第2-1-(1)-イに対応)

(ア) 住之江区地域包括支援センター運営協議会の取組み

地域包括ケアシステムの実現に向けては、地域包括支援センターの役割が重要です。地域の高齢者に関する総合相談窓口として、介護予防や権利擁護にも取り組み、「地域包括ケア」を推進する機関となる地域包括支援センターは、住之江区において平成18年度から順次立ち上がり、現在は4箇所を設置されており、圏域ごとに地域の課題解決に向けて地域の方々とともに活動しています。

また、高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ランチ）が区内3箇所に設置され、地域包括支援センターとランチにより概ね中学校区に1箇所の相談窓口を確保しています。

住之江区では、地域包括支援センター及びランチの適正な運営を図るため、平成18年度に区役所、地域関係者、区老人クラブ連合会、医療機関、福祉関係事業所等から構成され住之江区地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

今後も運営協議会において、地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、地域資源の開発や情報交換等のヨコつながりを意識しながら、地域包括ケアに関する協議を継続します。同時に、後述の住之江区在宅医療・介護連携推進協議会とも連携しながら、課題解決へ向け関係機関の連絡調整・役割分担等を行いつつ、必要な地域づくり・資源開発や政策形成に繋げていきます。区役所としては、運営協議会等をつうじて地域包括支援センターとともに、地域ケアシステムの構築をめざしていきます。また、地域包括支援センターはその重要性が言われる一方で、一般的に認知

度が低い傾向にあることから、区民への周知等認知度の向上に努めていきます。

(イ) 住之江区在宅医療・介護連携推進協議会の取組み

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27年度は、地域医療・介護資源一覧の更新、多職種研修会の開催(2回)、区民啓発フォーラムの開催(認知症高齢者支援ネットワーク連絡会共催)、「在宅医療・介護、在宅ターミナルケアに関する区民モニターアンケート」の実施といった取組みを実施しました。また、関係機関による取組みとして、地域医療機関 ICT 連携システムの構築、在宅医療推進コーディネーター事業(医師と訪問看護師との連携強化、多職種連携 SNS の導入等)の実施、在宅での口腔ケアや終末期に関する研修会・グループワーク等を実施しました。

平成28年度以降は、引き続き医療・介護資源の把握に努めるとともに、多職種間の情報共有を促進するため、地域医療機関 ICT 連携システム・多職種連携 SNS への関係機関の参画を支援するとともに、訪問診療に取り組む医療機関の増加をめざす在宅医療推進コーディネーターの取組みと連携し、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めていきます。また平成27年度に実施した区民モニターアンケート結果をふまえ、効果的な啓発事業を実施します。さらに、平成29年度からの在宅医療・介護連携相談支援窓口の設置に向け検討を進めていきます。

(ウ) 地域において高齢者を支える担い手を拡大、育成するための支援

平成27年度からの介護保険制度改正に対応し、様々な主体がヨコに連携して、人と人とのつながりよる地域包括ケアシステムを構築するために、多くの主体から高齢者に対して生活支援サービスが提供される状態をめざして次の通り取り組みます。

A 電球を替える、家具を動かす等、ちょっとした困りごとの解決にあたり、地域での対応が可能となるように、地域活動の担い手を拡大、育成することを目的として、平成27年度より区役所において「ふだんのくらししあわせフォーラム」の開催による啓発に取り組みます。

B 多様な主体がそれぞれの強みを活かし、地域において必要な生活支援サービスが提供できるよう、中間支援組織*であるまちづくりセンター等をつうじて平成25年度より実施している「企業・NPO・学校・地域交流会」を活用したコーディネートを継続し、NPO や企業、地域が協働で地域活動を厚みのあるものに発展できるよう支援します。

C 平成27年度から配置された生活支援コーディネーターを中心に、同じく平成27年度に設置した協議体をつうじて、地域資源の把握や開発を進めます。協議体は区内14地域の地域ネットワーク推進員および地域包括支援センター、区社協、区役所から構成され、今後、必要に応じて拡大、もしくは必要な主体に随時参画してもらう等工夫を重ねていきます。また、現在、具体化しつつある

モデル事業例としては、森ノ宮医療大学や相愛大学との連携による体操や栄養講座があり、これらを皮切りに各地域で新たな担い手が生まれ、地域資源として活躍できるよう取り組みます。

ウ 認知症高齢者の支援の充実へ向けた取組み

(第2-1-(1)-ウに対応)

(ア) 認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議の取組み

認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う認知症サポート医とかかりつけ医、地域包括支援センターを中心にした認知症高齢者支援ネットワークを構築するため、住之江区においては平成23年度より区役所に事務局を置き、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議を開催しています。

定例の連絡会議により認知症サポート医との連携体制を継続的に深めるとともに、区民、関係機関等への周知を行うための、一般向け講演会や専門職向け研修等の啓発事業等を各年1回実施します。また、平成27年度以降は、地域包括支援センター圏域ごとの医療・介護・福祉のネットワーク構築に向けた取組みを計画します。

(イ) 地域におけるネットワークづくり

認知症高齢者の地域での生活を支えるためには、福祉関係者や地域住民のみならず、高齢者が日常的に利用する地域の商店や銀行、郵便局、コンビニ等にもネットワークの輪を広げていくことが有効です。今後、区役所としては、地域包括支援センターと協働してネットワーク活動の拡大に取り組んでいきます。

(ウ) 認知症初期集中支援の取組み

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域の環境のなかで暮らし続けられることを目的とし、平成28年度より認知症初期集中支援事業として、区内の地域包括支援センター運営事業受託法人への委託により認知症初期集中支援チームを設置し、日常生活圏域において構築してきた認知症の方を支援するネットワークを活用しながら、広報・普及啓発および初期集中支援業務等を実施し、認知症初期の方を適切な支援機関に結び付けるとともに、認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の方への支援をはじめ、認知症の状態に応じた適切なサービスが切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化や地域資源構築ならびに地域の認知症対応力向上に取り組めます。

エ 地域団体等による福祉的交通手段確保の支援及び買い物弱者への対応

(第2-1-(1)-エに対応)

平成25年7月より実証実験として運行してきた福祉バスは、利用者数の低迷や事業費の高騰および制度上の問題等から、平成27年度末をもって運行を終了しました。今後は、地域のニーズに応じた送迎車両の運行等、地域団体等の事業の立ち上げ支援を実施します。また、高齢者等が移動の制約のため買い物に不便を感じている地

域において、地域活動協議会等と移動販売業者等をマッチングすることにより、身近な場所で普段の買い物が可能となるよう、中間支援組織であるまちづくりセンター等をつうじて「企業・NPO・学校・地域交流会」等の機会を活用しコーディネートを行います。

加えて、地域福祉推進大会等で発表の機会を設けることで、これらの取組みや成果について他の地域と共有できるよう取組みを進めていきます。

オ 高齢者虐待を防止するための取組み

(第2-1-(1)-オに対応)

(ア) 障がい者高齢者虐待防止連絡会議の取組み

(取組み内容は第2-2-(2)-イ-アに記載)

(イ) 見守りあったかネット事業の推進(虐待防止あったかネットプロジェクトの再構築)

(取組み内容は第2-2-(5)-イに記載)

カ いわゆる「ごみ屋敷条例」に基づく取組み

(第2-1-(1)-カに対応)

社会問題化しているいわゆる「ごみ屋敷」問題に対応するため大阪市では平成26年3月に「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化条例」いわゆる「ごみ屋敷条例」が施行されました。

物品等の堆積により近隣に大きな影響を及ぼす状態の場合、当該物品等の撤去命令や一定の条件での撤去にかかる経済的支援を可能とするこの条例は、地域住民や関係機関との連携を重視して、区役所、区社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、地域関係者等の関係者による対策会議の開催を定めています。

当区においても本条例に基づいた取組みとともに、第2-2-(1)-アに述べたコミュニティソーシャルワークの手法によるアプローチを活用しながら実施します。

(2) 障がいのある方への支援

ア 障がいのある方の地域生活支援の充実へ向けた取組み

(住之江区地域自立支援協議会及び住之江区障がい者相談支援センターの取組み)

(第2-1-(2)-アに対応)

住之江区内の障がい者支援機能の向上を図るため、相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な協議の場として、平成20年度に「住之江区地域自立支援協議会」を設置しました。障がい者支援関係団体及び機関の実務者等で構成され、事務局を区役所と住之江区障がい者相談支援センターに置いています。

年1回の総会や隔月の運営委員会で情報共有や地域における支援のあり方等を協議するとともに、課題別の専門部会を設置し研修や勉強会等も実施しています。

A 社会資源の開発・改善

相談支援センターでの相談事例や自立支援協議会への参画機関からの情報を集約するとともに、協議会において意見交換や協議を行い、地域に不足している知的、精神障がいをはじめとする障がいのある方の医療、福祉にかかる社会資源に関する検討を行います。

また、人と人とのつながりを大切にしながら、各団体や企業と顔の見える関係を築くとともに、講演会等を開催することで社会資源の開発や改善の必要性を伝えていきます。

相談支援事業者の不足については、より多くの事業者が参入してもらえよう、区内の介護保険事業者を中心とした関係事業者へ働きかけます。

B 居住環境の整備

地域生活への移行に関する成功事例等を参考に、協議会の場等を通じた情報交換を活発にし、各事業所へも環境整備に必要な情報提供を行います。

C 交通やまちづくりにおけるバリアフリー化

バリアフリーに関する様々な課題を取り上げ、自立支援協議会主催で勉強会を開催し、理解を深めるとともに、必要に応じて関係先へ働きかけます。

D 障がいへの正しい理解を進める取組み

障害者差別解消法に関する理解をはじめ、講演会等を開催し、区民や医療関係者等へ障がいの正しい理解を広め、あらゆる社会参加のあり方が平等な地域をめざして啓発していきます。

E 相談支援体制の充実

地域包括支援センターや区役所の子育て支援室等との連携により、困難な課題を抱えている家庭への支援を適切に行うとともに、より充実した相談支援が行えるよう、具体的なテーマを設定した研修会の開催や、複合的な課題を抱える世帯への支援に対応できるよう、高齢・障がいの分野を超えた支援者が協働して勉強会を開催し、支援者、専門職のスキルアップを図ります。

また、より身近な相談機会を提供するために地域包括支援センター等と協力して月1回場所を変えて実施している「障がい者・高齢者・子どもの暮らし何でも相談会」についてより多くの人に利用してもらえよう、各地域への広報、医療関係や教育関係への周知に努め、具体的な相談内容を個別に関係機関につなげることができるよう各支援機関や各支援者とのつながりや本人と近隣とのつながり等を大切にしながら、連携の強化に取り組みます。

F 当事者性の尊重と障がい種別を超えた支援

自立支援協議会において障がい当事者による専門部会を通じ議論を進めながら、当事者が自由に意見を述べることができ、居場所となるようなサロンの設置を検討する等、当事者性を尊重できる環境整備を進めるとともに、障がいを単に個人の問題としてではなく、個人とそれを取り巻く環境の問題としてとらえながら、障がい種別を超えた支援のあり方を検討していきます。

イ 障がい者虐待を防止するための取組み

(第2-1-(2)-イに対応)

(ア) 障がい者高齢者虐待防止連絡会議の取組み

住之江区においては、平成18年度より高齢者虐待防止法に基づき「高齢者虐待防止連絡会議」において高齢者虐待防止に取り組んでいましたが、平成25年度からは、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づく「障がい者虐待防止連絡会議」と併せ「障がい者高齢者虐待防止連絡会議」とし、区役所、区社協、地域自立支援協議会、地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）、民生委員、地域ネットワーク推進員、老人福祉センター、医療機関、民間支援機関等の関係機関により、障がいのある方と高齢者に対する虐待防止に包括的に取り組むこととしました。

これは、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者が、障がい者・高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連携協力していくために実施しているものです。

この連絡会議は、各機関、各団体、各連絡会の代表者で構成されています。今後は、当連絡会議で実施した内容が参加委員に留まることなく、各機関、各団体、各連絡会の構成員にまで広がり、多くの機関、団体、連絡会の人たちと認識を共有し、虐待事案に対してスムーズに対応できるよう、委員の協力のもと虐待対応に関する課題抽出や予防に関すること等会議内容の充実を図っていきます。

(イ) 見守りあったかネット事業の推進（虐待防止あったかネットプロジェクトの再構築）

（取組み内容は第2-2-(5)-イに記載）

(3) 子ども・子育てに関する支援

ア 子ども・子育てに関する適切な情報提供と相談体制の充実

(第2-1-(3)-アに対応)

ひとり親世帯を含む子育て世帯が抱く子育て等に関する不安を軽減し、また、多様化する子育てに関するニーズや子ども・子育て支援新制度に答えられるよう、平成27年度から区役所内に相談員を配置し相談体制の充実を行うとともに、子育て情報の提供等について次の通り取り組みます。

A 乳幼児健診や地域の子育てサロンと連携した子育て支援

B 子ども・子育て支援情報紙「わいわい」や子育てマップ等の地域の子育て情報の提供

C 保育所、幼稚園、学校等との連携による家庭児童相談

D 利用者支援専門員の配置による教育・保育施設の利用等相談体制の充実

平成25年度より子育て支援室の家庭児童相談員を増員し、学校園、保育所等へのアウトリーチによる相談支援を強化しています。それに加え、ホームページや広報紙を活用した子育て支援室の周知を強化していきます。

また、食育や保健の観点から、朝食抜きの生活習慣やスマホ利用等現代の子育てをめぐる新しい課題についても、広報紙やホームページでの啓発を実施していきます。

なお、子育てサロンの参加者が伸びない、閉じこもりがちの人に来て欲しい、という課題に対しては、地域主体で各サロンの活動や主任児童委員について広報・周知を図るため、地域からの求めに応じて、各乳幼児健診等で周知ビラを配布する機会を提供するとともに、広報・周知にかかる多角的な方策を検討しながら取組みを進めていきます。加えて、「主任児童委員連絡協議会」や「子育てサロン連絡会」をつうじて各子育てサロンに共通する課題等を抽出し、対応策を検討していくこととします。

イ 児童虐待を防止するための取組み

(第2-1-(3)-イに対応)

- (ア) 見守りあったかネット事業の推進（虐待防止あったかネットプロジェクトの再構築）
(取組み内容は第2-2-(5)-イに記載)

(イ) 要保護児童対策地域協議会の取組み

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、行政、学校、幼稚園、保育所、児童委員等の関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。平成17年度に設置し区役所が事務局を務める要保護児童対策地域協議会において、以下の通り取り組みます。

A 実務者会議

B 個別ケース会議

管理ケースが増加傾向にあるなか、実務者会議において定期的にケース管理を行い、必要に応じて個別のケース会議を行うことで、重篤化しないよう適切なケース管理に努めます。

(4) 低所得者への支援

(第2-1-(4)に対応)

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第二のセーフティネット」として包括的な支援体制を整えるため、平成27年度より全国的な取組みとして生活困窮者自立支援事業を実施しており、住之江区においては次のとおり取り組んでいます。

まず、生活困窮者自立支援窓口と生活保護受付面接担当との連携については、相互の窓口で受け付けた相談ケースについて、相談者の相談内容に応じた支援に的確かつスムーズにつなげるよう、「相談連絡票」を用いるとともに、担当者レベルの連絡会を開催し、情報共有を密にします。

また、制度や窓口の広報については、ふれあい喫茶等の様々な地域行事の際や、区内の支援機関や地域のキーパーソンが集まる会議等においてチラシ配布や事業説明・報告等により周知することで、真に支援が必要な方を把握し適切にサポートし、将来貧困に陥るおそれのある方に対する積極的予防策を講じることができるよう取り組みます。

A 自立相談支援事業

(A) 相談支援

生活に困窮している世帯の複合的な課題に対応するため相談窓口を設置し、アウトリーチの手法も活用しながら早期に個別的な支援プランを策定します。

福祉関係機関等外部の関係者の参画を得ながら、「支援調整会議」を開催し、適切なプランであるかの判断を行うとともに、支援方針・支援内容・役割分担等を共有し、プラン終結時の評価を行います。また、支援にあたり不足する社会資源等について地域の課題として認識したうえ、検討します。

(B) 就労支援

生活困窮者の就労自立を図るための就労支援を生活保護施策としてこれまで実施してきた総合就職サポート事業と一体的に実施します。

B 住居確保給付金

離職により住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に対して、住居確保給付金を支給し、求職活動を支援します。

C 学習支援事業

中学生のいる家庭に対しカウンセリングを行い、高校進学、卒業に繋げていくため、生活保護施策としてこれまで実施してきた高校就学支援プログラム（平成 27 年度より子ども自立アシスト事業として実施）を活用します。

(5) 高齢者、障がいのある方、子ども・子育て等の分野を超えた取組み

ア 福祉の担い手を確保するための取組み

(第 2-1-(5)-アに対応)

区役所では、平成 26 年度より区内各保育所から求人情報を集約し、区のホームページで情報発信しています。今後は、これらの求人情報について、ひとり親家庭の就業相談や、生活保護世帯等の自立に向けた就労支援の取組みへも活用するとともに、区内の各地域にあるその他福祉関係の事業所で働く専門職等の担い手の確保についても検討していきます。

また、区内の介護事業所の人材不足の緩和と、就労する能力、意欲を有する生活保護受給者等の就労自立に資するため、平成 28 年度新規事業として「介護人材就労コーディネート事業」を実施します。この事業は、介護事業所への就労を希望する、あるいは興味を持つ生活保護受給者等に対して、就労不安の解消や意識の醸成に資するためのアドバイスやカウンセリングを行うとともに、区内の介護事業所に対し、職場環境や人間関係に対する要点についてアドバイスを行い、雇用する側の不安要因を解消させるという、相互の課題を解決する仕組みです。

実施にあたっては、介護現場の事情に精通するとともに、生活保護受給者等の就労不安の解消、カウンセリングのノウハウを有する民間事業者を公募し、コーディネート機能を委託する予定です。

イ 見守りあったかネット事業の推進(虐待防止あったかネットプロジェクトの再構築)

(第 2-1-(5)-イに対応)

住之江区では、虐待ゼロのまちをめざして、高齢者、障がいのある方、児童にかかる虐待に関する正しい知識を持ち、適切に関係機関への相談・通報を行うことができる区民が増え、地域における虐待防止のネットワークが広がるよう、平成 25 年度から「虐待防止あったかネットプロジェクト」を実施し、各地域で虐待防止サポーター研修を開催して多くのサポーターを養成してきました。

しかしながら、サポーターの養成だけでなく、サポーターどうしの意見交換や資質の向上が必要であること、地域での見守り活動は虐待防止に限定されるものではなく、認知症の方等の要援護者を含めてもっと幅の広いものであることから、平成 28 年度より「虐待防止あったかネットプロジェクト」を再構築し、「虐待防止サポーター・リーダー・コーディネーター」を「あったかネットサポーター・リーダー・コーディネーター」とし、平成 27 年度から開始された「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における各地域の見守り活動の活性化および体制づくりにも資するよう、次のとおり取り組みます。

A 見守り活動研修

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における各地域への要援護者名簿の提供にあたり、より効果的に地域での見守り活動につなぎ、また見守り活動を活性化して体制づくりを支援するため、区内で養成された、あったかネットリーダーが、各地域の実情に合わせながら、それぞれの地域であったかネットサポーター養成のための研修等を開催します。

なお、研修には、これまでに虐待防止サポーターとして研修を受講された方へも積極的に参加を促し、資質向上を図っていくこととします。

B 虐待防止研修

あったかネットリーダーにより、高齢者・障がいのある方・児童の虐待に関する研修等を各地域で開催し、あったかネットサポーター養成やフォローアップを行います。

C 各地域へのあったかネットコーディネーター配置

見守り活動の推進および虐待防止の要として各地域にあったかネットコーディネーターを配置します。コーディネーターは「地域における要援護者の見守りネットワーク事業」を実施する区社協の見守り相談室とも連携することとし、業務としては見守り活動に携わるボランティア間の連絡調整や、地域における要援護者の見守りおよび虐待防止の見守りのための研修等の開催および住民からの相談対応や専門機関へのつなぎ等を行います。

なお、コーディネーターは、各地域でサポーターや見守り活動に携わる方同士の意見交換を図るミーティング等を開催するとともに、各地域のコーディネーターからなる連絡会を開催し、それぞれの取組み等に関して情報交換を行うこととします。

(6) これからの地域福祉を支える仕組みについて

ア 地域レベル

(第2-1-(6)-アに対応)

(ア) 地域活動協議会への支援

地域レベルの地域福祉の仕組みの基礎となるのは、地域活動の担い手が集まるプラットフォームである「地域活動協議会」です。地域活動協議会は、連合振興町会や振興町会、地区社会福祉協議会、保護司、民生・児童委員、青少年指導員、青少年福祉委員、子ども会、PTA等各地域団体、NPO、企業等、多様な主体がヨコつながりになって地域の未来について話し合い、課題を共有し、地域活動や課題解決に主体的に取り組む地域運営の仕組みです。区役所では、地域活動協議会の活動や運営に対して補助金による財政的支援を行うとともに、中間支援組織であるまちづくりセンターを通して、その自律運営を支援しています。

平成25年度から平成26年度にかけて、まちづくりセンター及び区役所のコーディネートで、7地域の地域活動協議会において地域の様々な活動団体等が参加する「地域の未来像を語り合う懇談会」が開催されました。課題を共有することで具体的な取組みが実現している例もあり、今後もより多くの地域へ広げていけるよう取り組めます。また、NPO、企業等と地域がつながりを持ち、地域の課題を共有しながらお互いの強みを活かして連携していくことで、課題解決につながるよう、まちづくりセンター、区役所等が開催する「企業・NPO・学校・地域交流会」で、今後も引き続きコーディネート等の支援を行っていきます。

(イ) 地域の実情に応じた仕組みについて

地域福祉の第一の主体は地域活動協議会等の地域コミュニティの担い手です。それぞれの地域のなかで地域福祉を支える形のあり方を議論し、地域の実情に応じた仕組みとしていくことが重要です。

区役所としては、中間支援組織であるまちづくりセンターをつうじて仕組みづくりを支援していきます。

イ 区レベル

(第2-1-(6)-イに対応)

(ア) 地域支援調整チームの見直し

平成26年度現在休止中であった「地域支援調整チーム代表者会議」、「同実務者会議」、「子育て支援専門部会」及び「高齢者支援専門部会」(第2-1-(6)-ア参照)については、区政会議及び各専門分野別会議が既にその役割を担っていることから、平成26年度末をもって廃止としました。

今後は次に記載する、地域福祉を支える標準的な仕組みにもとづいて、区内の様々な主体が連携しながら地域福祉を推進していきます。

(イ) 住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会の見直し

本プランの策定に伴い平成 26 年度末をもって「住之江区アクションプラン（地域福祉行動計画）」及び「住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会」を廃止しました。

今後は、区政会議福祉・健康部会に各専門分野別会議から関係者の出席を求め、プランの進捗管理や改定、推進を図っていきます。また、同様に平成 27 年度以降は、区政会議福祉・健康部会において意見聴取をしながら実行委員会を組織し、地域福祉推進大会を開催していきます。

ウ 住之江区のこれからの地域福祉を支える標準的な仕組みについて

（第 2-1-(6)-ウに対応）

（巻末資料「これからの地域福祉を支える仕組みのイメージ図」参照）

住之江区のこれからの地域福祉を支える標準的な仕組みのイメージは次のとおりです。

区役所、区社協及び中間支援組織が地域活動協議会と連携し、活動を支援し、各地域が、地域活動協議会をプラットフォームにして、それぞれの実情をふまえた体制で、地域包括支援センターや総合相談窓口（ブランチ）、住之江区障がい者相談支援センター等の「相談支援機関」と連携して見守り等の活動によって住民を支えるとともに、「区政会議」や「専門分野別会議」に参画し区政や専門分野の支援のあり方に地域の意見を反映していきます。

地域福祉の中心的な推進役として、大きな役割を担うのが区社協です。区社協は、区の福祉課題の解決に向けて、区役所と協働、連携しながら、広く地域を支えます。また、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては区社協に設置された「見守り相談室」が、区役所、地域と連携して事業を推進していきます。

また、区役所は関係機関と協力しながら専門分野別会議や区政会議を開催し事務局として地域から区政への意見を求めます。

専門分野別会議においては、各相談支援機関や区社協、区役所、地域関係者等が参画し、情報交換や専門的な支援のあり方の検討を行います。

区政会議においては、地域の代表や公募委員が参画し、地域の声を反映するとともに、専門分野別会議からの意見、要望等も反映される仕組みとします。特に、本プランの進捗管理や推進、改定においては区政会議福祉・健康部会に各専門分野別会議から関係者に出席してもらうことにより意見を求めます。そして、区政会議の議論をつうじて地域福祉にかかる課題について意見、評価をいただき、区政に反映していきます。

地域レベルや区レベルの意見や課題は、必要に応じて市に提案し、また市から助言、支援を受ける等、区政に反映していくシステムを構築し、施策、事業として地域にフィードバックしていきます。

これからの地域福祉を支えるしくみのイメージ図

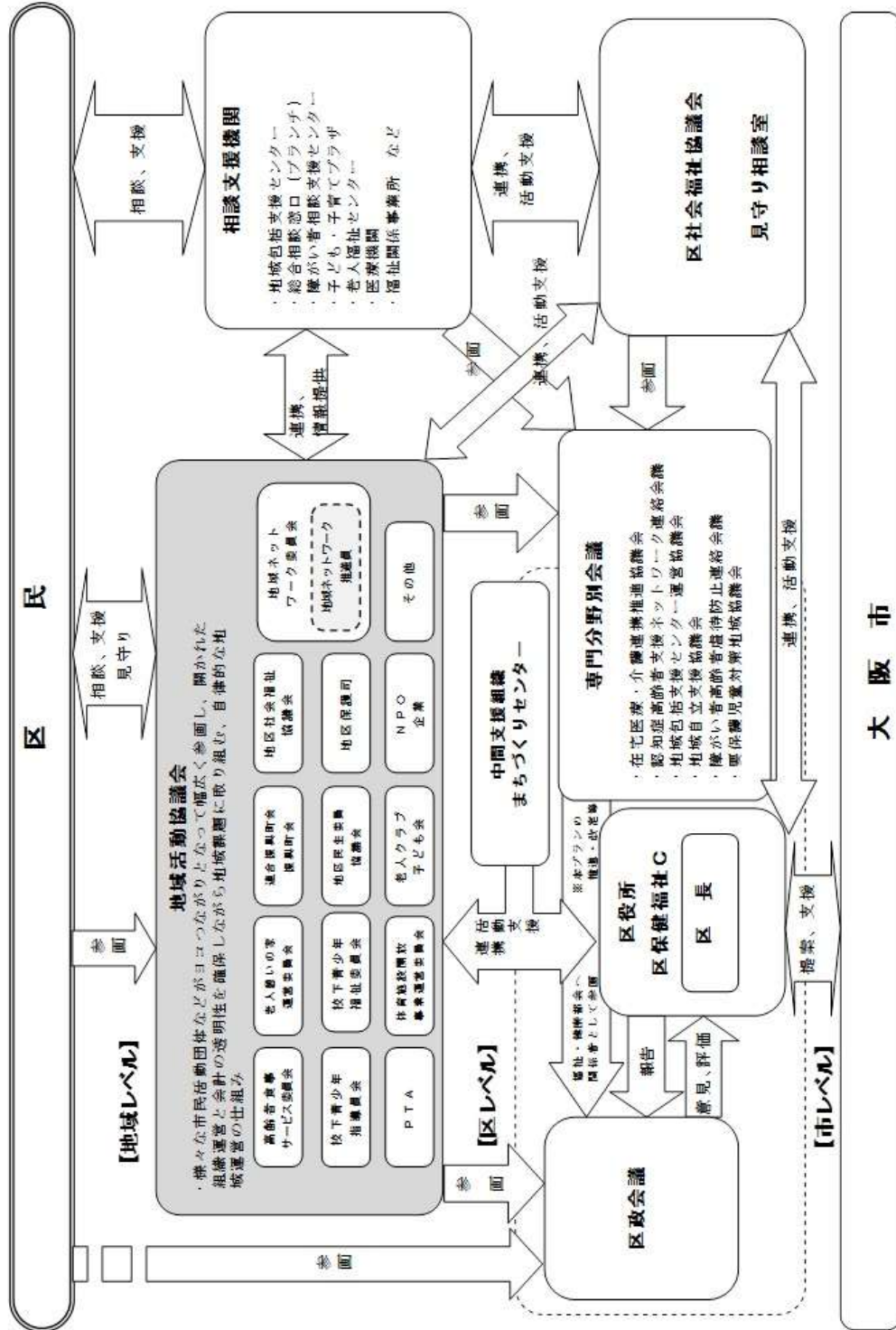


図 これからの地域福祉を支える仕組みのイメージ
住之江区役所作成

語句説明集（五十音順）

ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略語で、コンピュータやメール・インターネット等の情報通信技術のことをさします。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間の組織のことをいいます。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。

アウトリーチ

生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に向かって支援することを意味します。

大阪市地域福祉推進指針

大阪市では、平成 16 年 3 月に第 1 期「大阪市地域福祉計画」（計画期間：平成 16 から 20 年度）を、平成 21 年 3 月には第 1 期計画の成果と課題を踏まえて第 2 期計画（計画期間：平成 21 から 23 年度）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、現在、大阪市では「新しい住民自治の実現」に向けて改革を進めているところであり、「市政改革プラン」にもとづいた「ニア・イズ・ベター」の考え方のなかで、市民に一番身近な区において独自の取り組みを進めることが重要であるため、各区が、その実情に応じて地域福祉の施策を実施できるよう、大阪市として 1 つの計画を策定するのではなく、それぞれの区の取り組みを推進する指針として策定されたものです。

権利擁護

福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。

子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月 1 日より実施される「子ども・子育て関連 3 法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度のことで、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的としています。

コミュニティソーシャルワーク

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。

孤立死

地域社会とのつながりが希薄、もしくは孤立している状態で死亡し、死亡した事実がなかなか気づかれない状態をいいます。

災害時要援護者

要配慮者（高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のことです。（避難行動要支援者）

市民後見人

成年後見制度において、親族以外で後見業務を行う第三者後見人として、地域福祉の視点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民のことです。大阪市成年後見支援センター事業として、養成及び活動支援を行っています。

社会福祉協議会

地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、設置されたもので、地域福祉の中心的な推進役としての役割を担っています。

障がい者相談支援センター

障がいがある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行います。また、障がいがある方の賃貸契約による一般住宅への単身入居を支援するため、入居に必要な調整や家主等への相談・助言を行ったり、夜間を含めて緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整を行なうと共に、障がい者虐待に関する通報届出の窓口や、地域に密着したシステム構築のための中心的な役割を担い、指定相談支援事業所等の後方支援等を行います。

地域活動協議会

おおむね小学校区の範囲を基本とする地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題にとりくむ、自律的な地域運営の仕組みです。

地域支援システム

市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自の仕組みです。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織等地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組みの実施及び開発、関係先への提言を行っていました。

平成3年度から、高齢者のための「地域支援システム」として運営が開始され、平成17年度からは、障がい者支援、子育て支援も視野に入れながら、すべての住民を対象とする方向で区レベルの地域支援システムを再構築し、高齢者サービス調整チームが地域支援調整チームへ改編されました。地域レベルにおいても、平成18年度からは、地域ネットワーク委員会の活動対象をすべての住民に拡充し、活動の活性化が図られましたが、現在は、大阪市地域福祉推進指針の方針のもとに、各区・地域の実情に即した仕組みへの見直しが求められています。

地域支援調整チーム

区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークで、区の保健福祉の実態把握や課題集約、市への提言・要望、各種の連絡調整等を行うものとして大阪市の地域支援システムの第2層に位置づけられたものです。調整チームは、関係機関の代表者により構成される「代表者会議」と、実

務者で構成される「実務者会議」、各福祉法等に基づき福祉分野別に設置されている「専門部会」、個別事例を通して課題検討を行う「地域ケア会議」から構成されます。

地域ネットワーク委員会

おおむね小学校区単位において、連合振興町会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等各種団体の代表者等を構成員に、援護を必要としている住民のニーズの発見や相談支援、関係機関への連絡調整、地域での支え合いについての検討を行う地域福祉の核となる組織として大阪市の地域支援システムの第1層に位置づけられたものです。

地域ネットワーク推進員

大阪市の地域支援システムにおいて、各地域ネットワーク委員会に「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」として設置され、地域ネットワーク委員会の事務局として、地域における相談窓口となり、関係機関との連絡調整等を行うものとして位置づけられました。

住之江区においては、現在も地域ネットワーク推進員として各地域において活動が継続されています。

地域福祉アクションプラン（住之江区アクションプラン）

より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画です。平成18年度から、各区で策定されたプランに基づき、住民主体のさまざまな取組みが推進されています。

住之江区においては、平成18年3月に区役所、区社協の合同事務局により多くの区民の意見をいただいて「住之江区アクションプラン」を策定し、人々が行き交い交流する場所として、「まちの駅」づくりが理念として提案され、それにもとづいてさまざまな地域福祉の取組みが推進されてきました。

地域福祉計画

市町村が、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画であり、社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画として規定されています。

なお、社会福祉法第108条においては、都道府県地域福祉支援計画について規定されており、都道府県が、市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画とされています。

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されています。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成です。

住之江区においては住之江区地域包括支援センター、さきしま地域包括支援センター、安立・敷津浦地域包括支援センター、加賀屋・粉浜地域包括支援センターの4箇所が、地域包括支援センターと連携した総合相談窓口として区内に3箇所設置されているランチと合わせておおむね中学校区に1箇所の総合相談窓口となるよう設置され、協力しながら活動しています。

中間支援組織

社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことをいいます。主な役割は、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出（政策提言・調査研究）等です。

ニア・イズ・ベター

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。（補完性・近接性の原理）

認知症サポート医

適切な認知症診断・診療の知識・技術を身につけ、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師で、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担います。

ランチ（総合相談窓口）

高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する総合相談に応じるため地域包括支援センターと連携した相談窓口として、地域包括支援センターと合わせておおむね中学校区に1箇所の総合相談窓口となるよう設置されています。住之江区においては加賀屋地域、新北島地域、南港北地域の3箇所があり、4つの地域包括支援センターとそれぞれ協力しながら活動しています。

民生委員・児童委員

地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある方、子ども、ひとり親家庭等、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関等の業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることになっています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。

ライフライン事業者等

ライフラインとは、生活に不可欠な電気、ガス、水道等の供給路のことをいいますが、ここではこれらの事業者、郵便、新聞等の事業者を含みライフライン事業者等と表現しています。

参考文献・参考資料

- 大阪市「平成 22 年国勢調査 町丁目別の集計結果」, 2014
<http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000214426.html>
- 大阪市「住民基本台帳人口・外国人登録人口」(平成 27 年 3 月現在), 2014
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000006893.html>
- 大阪市住之江区医師会 (平成 27 年 8 月現在) 2015. 8
<http://www.suminoe-med.or.jp/>
- 住之江区歯科医師会 (平成 24 年 3 月現在) 2015. 8
<http://www.suminoe-med.or.jp/>
- 住之江区薬剤師会 (平成 27 年 8 月現在) 2015. 8
<http://ph-suminoe.jp/>
- 大阪市「市営住宅一覧」(平成 27 年 10 月現在) 2015. 10
<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000209474.html>
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 男女・年齢(5 歳)階級別データ」
(平成 25 年 3 月推計) 2015. 10
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/3kekka/Municipalities.asp>
- 厚生労働省「報道発表資料 認知症高齢者数」(平成 24 年 8 月 24 日発表) 2015. 10
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iau1.html>
- 大阪市「認知症高齢者等の数」(平成 27 年 4 月現在) 2016. 2
<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000140752.html>
- 大阪市住之江区「虐待 DV 相談件数」2013
- 大阪市「障がい者手帳交付台帳登載数 (住之江区)」(平成 19 年 3 月時点)
- 大阪市「障がい者手帳交付台帳登載数 (住之江区)」(平成 25 年 3 月時点)
- 大阪市住之江区「虐待相談件数」2016
- 大阪市「出生」(2015 年 9 月 1 日) 2015. 10
- 内閣府「平成 25 年版男女共同参画白」(平成 25 年 6 月)

大阪市住之江区役所

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

電話 (06) 6682-9906 ファックス (06) 6686-2040

ホームページ : <http://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/>
